

平成30年10月25日会議概要

第1 日時

平成30年10月25日（木）午前9時00分から午後1時40分までの間

第2 出席委員

石川委員長、渡部委員、平林委員、森委員

第3 全体会議

[警察幹部出席者]

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、京都市警察部長、警察学校長、近畿管区警察局京都府情報通信部長

1 委員報告

(1) 京都家庭裁判所裁判官等との意見交換会

- **（石川委員長）** 10月11日に京都家庭裁判所の裁判官等と少年非行に関して意見交換を行いました。裁判官等からは、統計的には京都の少年非行情勢が突出して悪いわけではないことや、非行原因の一つとして家庭環境が挙げられることなどについて話がありました。家庭が非行の防波堤にならない場合は、地域や学校がそれに代わることになるが、どこも余裕がなく、結果として父親、母親に頼らざるを得ないとのことでした。女性が活躍する社会では、父親、母親とも仕事があるので、警察は、その役割をしっかりと果たさなければならないと思いました。
- **（渡部委員）** 意見交換に先立って裁判所の施設を視察させていただきました。意見交換では、公安委員として少年問題に関心を持っているので、裁判官等からお話が聞けて大変参考になりました。
- **（平林委員）** 裁判官等からは、少年を取り巻く環境が昔も今も大きく変わらないこと、少年犯罪の件数は減少しているが再犯率率は低下していないこと、更には、性犯罪の増加やシンナーから大麻への移行など時代に応じて罪種が変化していることについて話があったほか、家庭環境によって非行に走る原因や理由は昔と変わらないが、今は家庭で親などが子供を精神的に守る機能が弱くなっているとの話もありました。
規範意識の醸成や少年を更生させる力が家庭の中で弱くなっているのであれば、少年を取り巻く社会が指導して、悪い道に入り込まないようにすることが必要であり、警察は関連機関と連携を取りながら非行防止対策を推進していくことが大切だと思います。
- **（森委員）** 家庭裁判所は、子供達を育て、それを支えていくという視点から熱心な取組をされているとお聞きし、改めて家庭裁判所による子供達への関わりの大切さを認識しました。子供達をいかに育てていくかということについては、改めて警察の皆さんとともに考えていきたいなと思いました。

(2) 非違事案防止に向けた講話・懇談

- **（平林委員）** 10月12日、中京警察署の朝礼において、「職場におけるハラスメント」をテーマに話をさせていただき、その後、署長や課長代理以上の職員と懇談をしました。ハラスメントは、人権侵害であること、風通しの良い職場づくりから根絶の道が

開けることを話させていただきました。また、懇談会では、意識改革の方法や風通しの良い職場の「風」とは、挨拶とか声掛けで、この「風」を意識するということが大切だといったような意見が出されました。良好な職場環境が整ってこそ、警察機能が十分に発揮できるので、ハラスメントの防止については、継続的な取組をしてもらいたいと話しました。

- **(渡部委員)** 10月22日、南警察署において非違事案防止に向けた懇談会を行いました。懇談に先立って、「働き方改革と非違事案の防止」と題する講話をさせていただき、懇談会の開催に至る経緯、働き方改革と労働の質、つまり個人的な職務執行能力の向上と労働の量的削減や組織力・人材力の向上について、自らの経験を踏まえて話をしました。その後、講話をもとに懇談し、幹部の皆さんからは、褒め方、叱り方、リーダーの在り方などについて質問等があり、部下の育成に多くの悩みを持っておられることを痛感しました。

(3) 上ブロック署長会議

(石川委員長) 10月12日午後、上ブロック署長会議に出席しました。共通議題は「優秀な人材の確保と若手警察官育成の現状と課題」、ブロック別議題は「重要窃盗犯の検挙向上方策」でした。各署長の報告を聞かせていただき、しっかり対応しておられることがわかりました。

優秀な人材の確保は大変難しい課題ですが、「なぜ京都府警察官になったのか」といったデータがあれば、それに見合った勧奨活動ができるのではないかと思います。また、重要窃盗犯の検挙向上方策については、窃盗犯の特性として、若者が安易に窃盗に手を染め、成人になっても繰り返す率が高いので、いかに早い段階で芽を摘むかということが、将来の安全・安心につながるものと思います。窃盗は身近な犯罪で、体感治安に非常に影響するので、防止対策をしっかりと推進していただきたいと思います。

(4) 決算特別委員会書面審査

(平林委員) 10月17日、決算特別委員会書面審査に出席しました。委員からは、レスキュー車の整備費用、公用車の交通事故状況、予測型犯罪防御システムの有効性等について質問がありました。

2 報告事項

(1) 府警あんぜん広場11月号の発行について

総務部長から、府警あんぜん広場11月号に、犯罪被害者週間、指名手配被疑者捜査強化月間、狩猟期間の開始などを掲載する旨の報告があった。

(2) 平成30年京都府警察職員殉職者慰霊祭について

警務部長から、平成30年11月16日、京都府警察学校で執行する京都府警察職員殉職者慰霊祭の出席予定者、次第等について報告があった。

石川委員長から、「最近、警察官が被害者となる凶悪事件が発生するなど、災害も含めて突然何が起こるかわからない。殉職者を出さないように、日々、体制を整えていただきたい。」旨の発言があった。

(3) 平成30年秋の「京都府警察勲章伝達式」の実施について

警務部長から、平成30年11月5日、京都府公館レセプションホールで実施する平成30年秋の京都府警察勲章伝達式の式次第等について報告があった。

(4) 時代祭に伴う雑踏警備の実施結果について

地域部長から、平成30年10月22日に斎行された時代祭における雑踏警備の実施結果等について報告があった。

(5) 「南座新開場記念歌舞伎俳優祇園お練り」に対する雑踏警備の実施について

地域部長から、平成30年10月27日に実施される南座新開場記念歌舞伎俳優祇園お練りに伴う雑踏警備態勢、諸対策等について報告があった。

(6) 痴漢犯罪等撲滅推進強化活動（第2回）の実施結果について

地域部長から、平成30年9月1日から同年9月30日までの間実施した痴漢犯罪撲滅等推進強化活動（第2回）の実施結果について報告が行われた。

(7) 児童虐待に係る京都府、京都市との情報共有に関する協定締結について

生活安全部長から、近年、警察及び児童相談所における児童虐待事案への対応件数は増加している上、関係機関の事前関与がありながら児童が命を落とすという痛ましい事案が発生するなど、極めて深刻な状況にあることから、児童の安全確認及び安全確保を図るべく、平成30年10月25日、京都府警察が、京都府及び京都市と情報共有に関する協定を締結することについて報告があった。

(8) 平成30年9月末の犯罪情勢について（暫定値）

生活安全部長から、平成30年9月末現在の刑法犯認知件数や府下重点抑止犯罪である自転車盗、性犯罪等の認知状況等について、また、刑事部長から、刑法犯検挙件数や検挙率等について報告があった。

(9) 平成30年9月末における特殊詐欺抑止対策推進状況と分析結果について（暫定値）

刑事部長から、平成30年9月末現在の特殊詐欺の検挙状況や抑止対策の主な効果的事例、月別認知状況の推移、犯行手口、水際阻止状況等について報告があった。

(10) 第14回京都府警察嘱託警察犬競技会の開催について

刑事部長から、平成31年度の嘱託警察犬の選考にあたり、民間の指導員と訓練犬に参加を募り、競技会方式により平素の訓練成果を競わせ、これを審査して、各種警察活動に活用できる嘱託警察犬を選考することを目的に、平成30年10月31日に警察学校で開催する第14回京都府警察嘱託警察犬競技会の競技種目、出場犬数、競技次第等について報告があった。

(11) 六代目山口組傘下組織組長等による六代目会津小鉄会幹部らに対する傷害事件の検挙について

刑事部長から、組織犯罪対策第二課及び下鴨警察署等は、平成30年5月19日、京都市左京区において被害者等に対し、催涙スプレーを吹きかけ、金属性パイプで殴打する等の暴行を加え傷害を負わせたとして、同10月24日、男を逮捕したことについて報告があった。

(12) 平成30年9月末現在の交通事故発生状況

交通部長から、平成30年9月末現在の京都府内の交通事故発生状況、地域別・時間帯

別等の死亡事故の発生状況等について報告があった。

石川委員長から、「組織を挙げて努力していただき、交通事故死者数は大幅な減少傾向で推移しているのので、引き続き抑止対策をお願いしたい。」旨の発言があった。

(13) 軌道事業者による業務上過失傷害事件等の送致について

交通部長から、交通捜査課及び北警察署合同捜査班は、平成30年7月17日、京都市北区にある京福電鉄の踏切において、電車と個人タクシーが衝突する人身交通事故が発生し、約4時間にわたる電車の運休で約1千人に影響が出たとして、軌道事業関係者4人を業務上過失傷害罪で、また、タクシー運転手を過失往来危険罪で送致した旨の報告があった。

(14) 第9回京都府警察交通安全教育コンクールの開催について

交通部長から、各警察署の交通安全教育を担当する警察官及び交通ボランティアが、同一のテーマで、交通安全教育の手法や教材の効果的な活用方法を相互に披露することにより、交通安全教育担当者のスキルアップを図り、地域における交通安全活動の更なる充実を目指すことを目的に、平成30年11月に開催する第9回京都府警察交通安全教育コンクールのブロック別選考会及び同年11月14日、警察学校において開催する京都府大会の概要等について報告があった。

3 本部長報告

本部長から、

- 10月23日及び24日の両日、舞鶴、宮津及び京丹後警察署に対して初度巡視を行った。宮津、京丹後警察署の管内では、特殊詐欺の予兆電話があった場合には、金融機関への一斉通報とともに防災無線でも住民に周知されており、予兆電話はあるものの、銀行等の窓口で阻止されている状況にある。金融機関での阻止については、窓口担当者等の対応に左右されるので、適切な対応がなされるようお願いしていきたい。
 - 交通取締りの関係では、10月になって交通死亡事故が増えていることから、対策を強化しているが、時間帯によっては十分に交通事故件数が減少していない状況にある。交通事故発生状況に適合した取締りを実施するよう指導を再度徹底している。
- 旨の報告があった。

第4 個別会議等

1 審議事項

(1) 集団行進及び集団示威運動の許可申請について

警備第一課担当補佐から、平成30年11月3日に実施されるデモ行進の許可申請内容について報告があり、審議の上、申請を許可した。

(2) 平成30年度京都府警察署協議会会長会議の開催について

広報応接課担当補佐から、警察署協議会の運営の活性化を図るため、平成30年11月8日に警察本部で開催される平成30年度京都府警察署協議会会長会議の出席者、会議次第等について報告があり、開催を了承した。

(3) 舞鶴若狭自動車道（綾部PA～舞鶴西IC）4車線化に伴う交通規制の見直しについて

交通規制課担当補佐から、舞鶴若狭自動車道（綾部PA～舞鶴西IC）4車線化工事に

伴い、現在、同区間は、暫定2車線区間（約4.7Km）を段階的に車線を切り回しながら4車線工事を実施しているが、今般、4車線工事が完成し完成形に移行することから、最高速度の交通規制を見直す旨の説明があり、審議の上、見直しを決定した。

(4) 運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、審議の上、15件の行政処分を決定した。

2 報告事項

(1) 平成30年秋の定期人事異動について

警務部長から、平成30年秋の定期人事異動について報告があった。

(2) 京都府の運営指針「新総合計画」の策定について

警務課企画調整室長から、京都府は平成23年1月、府政運営の基本条例として、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」を施行し、同条例に基づき、府政運営の指針として「明日の京都」を策定しているところであるが、平成30年4月の知事交代を受け、来年度を目途に「明日の京都」に代わる新たな運営指針として「新総合計画」を策定することについて報告があった。

(3) 警察庁長官賞等の表彰について

装備課長、交通機動隊長及び機動通信課員から、「情報通信に関する開発改善コンクール」における警察庁長官賞、「警察装備資機材開発改善コンクール」における警察庁長官官房会計課長賞の受賞及び受賞概要について報告があった。

(4) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。